

富山県警察本部訓令第23号

富山県警察の船舶使用管理に関する訓令を次のように定める。

令和元年7月4日

富山県警察本部長 山田 知裕

富山県警察の船舶使用管理に関する訓令

富山県警察の警備艇の管理に関する訓令（昭和36年富山県警察本部訓令第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この訓令は、富山県警察（以下「県警察」という。）が装備する警察用船舶（以下「船舶」という。）の機能を最高度に確保するため、その使用及び管理に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この訓令において、「船舶」とは、船舶安全法（昭和8年法律第11号）第2条第1項の適用を受ける推進機関（船外機を除く。）を有する船舶をいう。

（配置）

第3条 船舶は、地域部地域企画課（以下「地域企画課」という。）に配置する。

（効率的運用）

第4条 船舶は、その性能及び警察活動の実態に即応した運用に配意し、警察業務の効率的遂行に寄与するものとする。

（管理責任者）

第5条 管理責任者は、地域部地域企画課長をもって充てる。

2 管理責任者は、船舶の計画的かつ効果的な運用、安全な運航の確保及び船体、附属器具の管理にあたるものとする。

（活動の範囲）

第6条 船舶は、富山県の海域及び河川（以下「海域等」という。）において、警察法（昭和29年法律第162号）第2条の警察の責務の遂行に当たるものとする。ただし、他の都道府県警察からの応援派遣要請に基づき広域運用するときは、当該都道府県の海域等において活動するものとする。

（船舶勤務員）

第7条 船舶勤務員は、船長及び乗務員とする。

2 船長は、海技資格を有する地域企画課災害係の警察職員をもって充てる。

3 乗務員は、船舶業務について地域企画課災害係の兼務を命ぜられた警察職員をいい、地域企画課及び海岸を管轄する警察署（入善警察署、黒部警察署、魚津警察署、滑川警察署、富山中央警察署、射水警察署、高岡警察署及び氷見警察署）の警察職員をもって充てる。

4 船長は、船舶の性能を熟知し、検査、整備を励行するとともに、運航の安全と船舶の保全について責任を負うものとする。

5 乗務員は、船舶の安全な運航に関し、船長の指揮に従わなければならない。

（使用）

第8条 船舶は、警察用務のため必要とする場合で、管理責任者の指示又は承認がなけれ

ば使用してはならない。

- 2 船舶は、船舶勤務員以外の者に使用させてはならない。ただし、緊急その他やむを得ない事情がある場合においては、管理責任者の承認を得て、所定の資格を有する他の者に使用させることができる。

(船舶勤務員の遵守事項)

第9条 船舶勤務員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 運航の前後に必ず検査を行い、故障部位を認めたときは、管理責任者の指揮を受けること。
- (2) 真にやむを得ない場合のほか、制限速度を超えないこと。
- (3) 火災及び盗難の予防に留意すること。
- (4) その他船舶の秩序を乱すような行為をしないこと。

(発航前の検査)

第10条 船舶勤務員は、国土交通省令の定めるところにより、発航前に船舶の検査を行うものとする。

(備付簿冊等)

第11条 管理責任者は、運航、発航前の検査の状況を把握するために必要な事項を記録する運航・発航前検査日誌（別記様式第1号）及び警察用船舶燃料受払簿（別記様式第2号）を備え付け、運航・発航前の検査を実施した者に記録させること。

- 2 前項に規定するもののほか、海員名簿、航海日誌、船舶検査証書、無線局免許状及び整備手帳を船内に備え付けること。

(活動状況の報告)

第12条 管理責任者は、警察用船舶月別活動状況（別記様式第3号）により、船舶の活動状況等を毎月、地域部長に報告しなければならない。

(船舶台帳等)

第13条 管理責任者は、船舶台帳（別記様式第4号）、船歴簿（別記様式第5号）を作成し、その副本を警務部警務課長に送付しなければならない。

- 2 船舶台帳及び船歴簿は、記載事項に異動を生じたときは、その都度整理しなければならない。

(船舶の応援派遣)

第14条 船舶の応援派遣を必要とする所属長（以下「要請所属長」という。）は、船舶の派遣を要請することができる。

(船舶の応援派遣要請手続)

第15条 要請所属長は、前条により派遣を要請する場合は、警察用船舶出動要請書（別記様式第6号。以下「要請書」という。）により、管理責任者を経て本部長に要請し、承認を受けるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、緊急に船舶の要請の必要がある場合は、電話その他適宜の方法により要請し、事後に要請書を提出するものとする。

- 3 第1項の規定により派遣された船舶は、原則として要請所属長の指揮を受けて活動するものとする。

(関係機関等からの申請)

第16条 前条の規定は、関係機関等からの応援派遣の要請について準用する。

(事故報告)

第17条 船長は、船舶の使用に基づく事故により人畜に死傷を与え、又は船舶若しくは他の物件を損傷したときは、直ちにその状況を管理責任者に報告しなければならない。

2 管理責任者は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、本部長に報告しなければならない。

(関係行政庁との連絡協調)

第18条 管理責任者は、海上保安庁法（昭和23年法律第28号）第27条の規定により海上保安部、税関その他の関係行政庁と常に密接な連絡を保ち、職務の円滑な推進に努めなければならない。

附 則

この訓令は、昭和36年5月17日から施行する。

附 則（昭和44年10月10日本部訓令第18号抄）

この訓令は、昭和44年11月1日から施行する。

附 則（平成元年7月24日本部訓令第24号）

この訓令は、平成元年8月1日から施行する。

附 則（平成20年3月18日本部訓令第4号抄）

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第30項から第42項までの改正規定は、平成20年3月24日から施行する。

附 則（平成23年4月6日本部訓令第3号）

この訓令は、平成23年4月6日から施行する。

附 則（平成24年7月17日本部訓令第13号）

この訓令は、平成24年7月17日から施行する。

附 則（平成25年3月12日本部訓令第3号抄）

この訓令は、平成25年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月26日本部訓令第11号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年7月4日本部訓令第23号）

この訓令は、令和元年7月8日から施行する。

附 則（令和2年9月3日本部訓令第18号抄）

(施行期日)

1 この訓令は、令和2年11月24日から施行する。

附 則（令和4年2月4日本部訓令第2号）

この訓令は、令和4年3月1日から施行する。

(別記様式省略)